

ヘルパーステーションはなかいどう 料金表

<介護給付適用>

| 所要時間 (1回あたり) | 身体介護 | | 所要時間 (1回あたり) | 生活援助 | |
|----------------------|-------------------|--------|-----------------|-------------------|--------|
| | 介護報酬 | 利用者負担額 | | 介護報酬 | 利用者負担額 |
| 30分未満 | 2,717円 (254単位) | 272円 | | — | — |
| 30分以上 1時間未満 | 4,301円 (402単位) | 431円 | 20分以上 45分未満 | 2,033円 (190単位) | 204円 |
| 1時間以上 1時間30分未満 | 6,248円 (584単位) | 625円 | 45分以上 | 2,514円 (235単位) | 252円 |
| 1時間30分以上 30分増すごとに | 888円 (83単位) | 89円 | | — | — |

※お客様負担額は、介護保険適用で自己負担が1割となる場合の1回あたりの料金です。

※サービス提供時間帯によって加算があります。

- ・ 早朝（午前6時から8時） 25%を加算
- ・ 夜間（午後6時から10時） 25%を加算
- ・ 深夜（午後10時から午前6時） 50%を加算
- ・ 初回加算 月に2,140円を加算（利用者負担額は214円）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定されます。

- ・ 緊急時訪問介護加算 1回あたり1,070円を加算（利用者負担は107円）
利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心）を行った場合に算定されます。
- ・ 介護職員処遇改善加算 1月あたりの訪問介護の利用額に4%を加算
- ・ 生活機能向上連携加算 月に1,070円を加算（利用者負担額は107円）
訪問リハビリテーションのサービスを行う際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と共同して評価を行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、それを実行した場合に、その月から3ヶ月間に限り算定されます。

※同時に2人の訪問介護員等がサービス提供を行った場合は、2倍に相当する料金となります。